

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C62-「吹田市保健所の外壁に取り付けの蛍光灯の傾斜が気になります」他。	1)吹田市保健所裏口の外壁に取り付けの蛍光灯の傾斜(約45度)があり、 ⇒添付画像。C62。保健所の外壁の蛍光灯傾斜 ・もしかして、照射方向・範囲を考えて取り付けられるのか、それとも取り付けポール・ナットのゆるみなのか不明ですが、器具の傾斜が気になります。 ・経年劣化も感じられ、器具の防水ゴムの劣化により強風・雨水の浸水による漏電の可能性も考えられます。⇒点検されたし。 2) 保健所のロビーに設置の大型扇風機の電源コードが、電工ドラムに巻いたまま使用されており、発熱による火災の恐れがあります。 ⇒添付画像。C62。保健所・大型扇風機の電工ドラム ⇒添付画像。C62。電工ドラムは巻いたまま使うな ※写真については、公表しておりません。	1 外壁取り付けの蛍光灯について 蛍光灯の傾斜については、取り付け金具の緩みによるものと考えられます。 当該蛍光灯は、竣工時から設置されているものですが、保健所周辺の電灯等を考慮すると、設置の意義が薄れてきているように思われます。そのため、今後の安全対策につきましては、撤去も検討しつつ、対応させていただきます。 2 ロビー設置の大型扇風機の電源コードについて ご指摘のとおり、電工ドラムに撒いたままの使用は安全面に問題があるため、使用方法を見直させていただきます。	保健医療総務室	R7.9.11	R7.9.26
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会5	■【質問1】について ●【質問1-1】 >努力はいたしました、十分ではなかったため今後も改善すべき課題はあると認識しております 以下について具体的にご回答ください。 ・この10年間、会議を機能させるためにどのような努力を行ったのか、なぜそれで機能しなかったのか ・当事者会において、私が会議が機能していないことを指摘したにもかかわらず議事に反映されませんでした。会議を改善する意志があるなら、なぜ反映しなかったのか ・会議を運営するファシリテーションの技術は、市職員に通常求められる基本的な職務能力と理解しております。それにもかかわらず、なぜ会議が適切に運営できなかったのか ・10年間の努力で成果が出なかったにもかかわらず、今後も努力するだけで成果が出ると考える根拠 ●【質問1-2】 >会議が機能していなかったという認識ではございません それは最初の回答の、 >全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に行うことができおらず と矛盾しております。どちらが正式な見解なのか明確にしてください。	【質問1-1①】について この10年間に際しても、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定の際には、地域自立支援協議会全体会議において、計画について報告し、意見聴取は行ってきたところです。 また、「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは、策定プロセスにおいて十分に行うことができいなかったと認識しておりますが、地域自立支援協議会が機能していなかったとは考えておりません。 【質問1-1②】について 「議事に反映されなかった」とは、議事録に反映されていないということご指摘でしょうか。そうであれば、恐れ入りますが、議事録の修正が可能かどうかを含め、正確に回答させていただくため、議事録のどの箇所をどのように修正されたいのか、具体的にご教示いただきますよう、よろしくお願いいたします。 【質問1-1③】について 会議の運営は、事務局である市職員のみではなく、議事の進行は会長にも担っていただいています。 また、会議に参加する委員とも一緒に進めていくものであり、市職員のファシリテーション能力のみによって、会議の運営が機能するかどうかが決まるものではないと認識しております。 また、繰り返しになりますが、地域自立支援協議会が全て機能していなかったとは考えておりません。	障がい福祉室	R7.9.12	R7.9.26

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	また、「10年以上開催されていながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」ことを大きな問題と認識しているのかどうか、明らかにしてください。 ●【質問1-3】 > 地域自立支援協議会にかかる職員の人件費等の算出は困難 「会議回数×参加職員数×平均滞在時間×平均職員時給＝概算人件費」で概算可能です。 会議にかかった費用が不明なのであれば、10年間会議が機能していなかったことがどれだけ大きな問題なのかも判断がつかない筈です。費用が不明な段階で「責任を取る必要がない」と判断した根拠を明らかにしてください。 ■【質問2】【質問3】について 前回の質問の【質問2】【質問3】にご回答いただいております。ご回答ください。 このような事務処理上の不備が見受けられますので、ご留意ください。	【質問1-1④】について 令和7年度から令和8年度にかけて、次期計画である第5期障がい者福祉計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定を進めているところですが、今回の策定プロセスにおいては、地域自立支援協議会の全体会議委員が障がい者施策推進専門分科会の計画策定作業部会に参画することになりました。 これにより、地域自立支援協議会の意見を計画に反映できるようになるものと考えております。 引き続き、地域自立支援協議会と障がい者施策推進専門分科会それぞれの長も含めて連携にかかる検討を進めるなど、新たな取組を進めていることから、前回の計画策定時に十分にできていなかった点を改善できるものと考えております。 【質問1-2①】について 「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは、策定プロセスにおいて十分に行うことができていなかったことは認識しておりますが、障がい者等が、自立し安心して日常生活や社会生活が営むことができる地域社会の実現に向け、支援体制等に関する諸課題について、地域自立支援協議会で協議・協働に努めてきたと認識しており、会議が機能していなかったという認識ではございません。 【質問1-2②】について 前回の計画策定時には、書面による意見集約に留まった点は、次回、改善をしていきたいと考えておりますが、全体会議としての意見反映のプロセスが一度も実現されていなかったとは認識しておりません。			

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		【質問1-3】について 繰り返しになりますが、計画策定プロセスにおいて、「全体会議として検討した課題を基に専門分科会において施策化を検討し、計画に反映するということは十分に行うことができていなかった」との認識ですが、計画策定における地域自立支援協議会への意見聴取は、障害者総合支援法における努力義務であり、〇〇様が以前「責任を取る行為」として例示された職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表などを行う必要はないとの判断に至りました。 また、この10年間においても、障がい者等が、自立し安心して日常生活や社会生活が営むことができる地域社会の実現に向け、支援体制等に関する諸課題について、地域自立支援協議会で協議・協働に努めてきており、会議が機能していなかったという認識ではなく、概算人件費が不明であるために大きな問題なのか判断がつかないのご指摘には当たりません。 【前回の質問2】について 市からの回答に対する〇〇様のご意見として、承らせていただきました。 回答が必要とのことであれば、どういった質問かを再度、明確にしてください。 【前回の質問3】について 市からの回答に対する〇〇様のご意見として、承らせていただきました。 回答が必要とのことであれば、どういった質問かを再度、明確にしてください。			
民泊について	大阪は現状民泊は高い水準にあります。 吹田市市民として、民泊は必要ありません。市民が大迷惑するだけです。排外主義と勘違いしないで下さい。外国人を駄目と言ってる訳では無いです。日本の治安守ら無い人多いのが、駄目なだけです。 ましてやアフリカホームタウンプロジェクトがいつ吹田市に標的にされるのら困るし、阪大に微生物研究所がありますが、エボラ等のアフリカに多い研究されても困ります。是非、吹田市長が毅然とした考えを示して市民を頼みます。	本市は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(いわゆる「特区民泊」)は、市民の住環境の悪化は避けなければならないとの方針のもと実施しておらず、今後もこの方針は変わりません。 なお、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(いわゆる「民泊」)は、住宅を旅行者などに有料で宿泊させる事業のことで、年間180日以内の営業日数の制限があります。	衛生管理課	R7.9.22	R7.9.26

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C67-「大阪府大学生等若者への食費支援事業」について市民に周知が必要	大阪府が、大学生等若者への食費支援事業を始めます。(令和7年7月29日更新) ・物価高騰の影響が長期化する中、子育て世帯に準じて強く影響を受ける若者を支援するために、大学生年齢(19歳～22歳)の若者に、米またはその他食料品を給付いたします。 ・申請受付期間が、令和7年9月16日(火曜日)午前9時00分から12月16日(火曜日)午後11時59分までの記載があり、吹田市のHPで本日、15時時点で児童部子育て政策室の掲出が無いのでの投稿。 ⇒添付画像。C67-「大阪府大学生等若者への食費支援事業」 ※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。⇒他市では、既にHPで周知されています。 ※写真については、公表しておりません。	大阪府大学生等若者への食費支援事業については、本日付けで吹田市ホームページにて掲載しております。対応が遅くなり申し訳ございません。 なお、本事業の対象年齢が19歳以上であることから、健康・福祉にかかるページに掲載しております。	福祉総務室	R7.9.12	R7.9.25
C51-「令和7年度 第1回 国民健康保険運営協議会」の開催について市民への周知が必要。	標題について、健康医療部のサイトに、2025年8月29日に掲出がされていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲出がされていませんでした。 ⇒添付画像。C51-国民健康保険運営協議会開催案内のサイト。8/29 ⇒添付画像。C51-国民健康保険運営協議会開催案内。新着情報8/29に無し ・サイトには、傍聴受付についての説明文が記載されていることから、市民への周知は必要と思います。 ※広報課に供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。	「令和7年度 第1回 国民健康保険運営協議会の開催」については、ホームページの新着情報として掲載できておりませんでした。運営協議会の開催情報は、市民への周知が必要な情報であることは、国民健康保険課も認識しておるところでございます。 今後は運営協議会の開催日時等の情報を新着情報として掲載して行こうと考えております。ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。	国民健康保険課	R7.9.5	R7.9.17

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
【再度依頼】市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。	障がい福祉室 御中 1、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議で本件を議題に追加してください。 「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針 第5 推進体制 3 方針の見直し 障がい福祉計画に合わせて、3年ごとの見直しを基本としますが、2の会議体でいただいた意見を踏まえて柔軟に対応していきます。」とありますので、柔軟に対応できるはずです。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/036/267/syosai3.pdf 2、議題に追加できない場合、その理由を教えてください。 3、本件について、方針策定時に議論したのかどうか教えてください。 4、合理的配慮として対応しているのであれば、字幕の表示の実施をいますぐ徹底し、市報すいた等で周知してください。 現時点で表記を確認できておりませんし、個別に担当課へ確認することは大変負担ですので、改善してください。 本件について、新規予算や人員の手配、資料の作成は不要であり、仕組みが構築できれば、過度な負担はないと考えますので、早急な対応を望みます。 以下、回答 【市民の声(No.8320)の障がい福祉室の回答について】	1、について 前回ご回答させていただいたとおり、まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。 取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。 映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。 2、について 上記と同じ回答です。 3、について 推進方針策定時に、各室課が行っている取組を確認はしましたが、映画上映等における日本語字幕については、議論にはなりませんでした。 4、について 字幕表示を実施した際は、市報すいた等で実施内容を広報するよう、各室課において周知してまいります。	障がい福祉室	R7.8.26	R7.9.9

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	・「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」に市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。 追加できないのであれば、できない理由を説明してください。 またこれまで議論をされたのかどうか教えてください。 ⇒(障がい福祉室回答) 「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」は3年ごとの見直しを基本とし、年1回の庁内での進捗状況の確認や障がい当事者や有識者による吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会でご意見をいただきながら、施策を進めてまいります。 まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。 取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。 映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	・上記の方針に記載がないとしても、合理的配慮の一環として実施してください。過度な負担には至らないと思いますが、実施ないのであればできない理由を説明してください。 ⇒(障がい福祉室回答) 本市では、市が実施するイベント等の際に、留意する合理的配慮として、全市民視聴対象となっている動画には字幕を付けることを掲げております。 引き続き適切な合理的配慮の推進に向け周知してまいります。 市のイベントでの映画上映等において、日本語字幕表示の実施と日本語字幕表示の旨を周知してください <ご意見等の内容> 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答24にて、 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/039/236/R7.6.pdf 吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控え LNo.260の回答がない件について ・市民の声 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例の趣旨としても、過度な負担がない範囲で映画上映等において、日本語字幕表示を行うべきであり、日本語字幕表示を行いつている旨を周知するべきだと考えます。 市報すいたを見る限りでは、男女共同参画センターデュオには日本語字幕表示の記載が確認できますが、それ以外に見当たりません。市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知について、行われているか調査および適切な対応をしてください。 ・市の回答 障がい福祉室より 貴重な御意見をいただきありがとうございます。 令和6年12月に策定された「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」において、推進方針ごとに進めるべき市の取組として「市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの字幕表示」を定めており、全庁的な周知を実施しているところです。 また、推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について、毎年、全室課に照会を行います。その照会において、進捗状況の確認を行うとともに、再度周知を行う予定です。 御意見いただきました映画上映等における日本語字幕表示の実施については、調査の予定はございませんが、取組事例として、機会を捉えて周知してまいります。また、市報すいたにおける日本語字幕表示の記載については、統一的なものはございません。 (担当:障がい福祉室)				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会4	■【質問1】について > 努力義務であることから、職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表を行う予定はございません。 努力義務だから「しなくても社会的・道義的責任を負わなくていい」ことにはなりません。 努力義務はその名の通り「努めるべき義務」ですから、努めていないれば道義的責任があります。 【質問1-1】市は、この10年間、会議を機能させる努力はしましたか。 【質問1-2】「謝罪が必要ない」ということは、10年間会議が機能していなかったことは「大した問題ではない」という認識ということでしょうか。 【質問1-3】この10年間で会議に費やされた公的資源(委員・職員の人件費等)の概算をお教えてください。 ■【質問2】について > 整備された具体例については、地域自立支援協議会の所管事項を規定する吹田市地域自立支援協議会設置要領及び上記【質問1】での回答内容にお示した規定に基づき、すでに7月11日に御回答した内容のとおりです。 (1)7月11日の回答は「意見を聴取すること」です (2)それに対しこちらが「それは整備された具体例」ではないと指摘しました (3)すると市は「自立支援協議会の活動の一環だ」と主張しました (4)そこでこちらが再度「具体例を示せ」と言いました	【質問1-1】について 努力はいたしましたが、十分ではなかったため今後も改善すべき課題はあると認識しております。 現在、その課題解決に向けて引き続き地域自立支援協議会の充実に努めており、職務上の謝罪等の公表を行う予定はございません。 【質問1-2】について 会議が機能していなかったという認識ではございません。 市といたしましては、この10年間におきましても、障がい者等が、自立し安心して日常生活や社会生活が営むことができる地域社会の実現に向け、支援体制等に関する諸課題について、地域自立支援協議会で協議・協働に努めてきたと認識しております。 【質問1-3】について この10年間で会議に費やされた公的資源(委員・職員の人件費等)につきましては、障がい福祉室の業務のうち、地域自立支援協議会にかかる職員の人件費等の算出は困難であるため、お答えいたしかねますが、委員報酬の概算につきましては、約77万円となります。 何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	障がい福祉室	R7.8.25	R7.9.8

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	(5)すると市は「(1)で述べた」と回答しました。(1)が具体例でないことは既に指摘済みです このように、市はこちらの指摘を無視して同じ回答を繰り返しています。 他の質問でもこの回答が多いですが、このような回答をくり返すことは、市職員に中学生レベルの国語力がない(=職務遂行能力がない)ことを示すことになりますのでご注意ください。 ■【質問3】について >14名を委員とするという方向性に至り、御活動いただいたと認識しております その認識は誤っています。以前もメールでお送りしていますが、当事者会でのやり取りはこのようなものでした。証拠も提出できます。 市職員「可能であれば14名にしたいが、よろしいか」 (発言なし) 市職員「答えにくいかもしれませんが。市の方で4名の方のフォローをどうするのかっていうところは、私達の方もその4名の方に向き合ってお話していかなくちゃいけない。4名の方との調整が非常に必要になりますけれども、こちらで14名という形での委員選定、令和4年度の準備を図りたいと思いますので、状況について4名の方、皆さん作業いただいて、改めて委員として活動をいただけるかどうかについては、また皆様に進捗の状況を報告いたしたいと」 ●問題 ・全体的に文章が不明瞭で、決定したかどうかが不明瞭です ・決定したことを委員が了承していません。委員は決定について何も発言していません ・「調整が必要」「また進捗を報告する」は、委員選定が未確定であることを示しています >「他の議事録も変更されています」との御意見につきましては、今後の議事録作成の際に留意させていただきます。 何を留意するのか不明です。 なぜ変更したのか、それが適切だったのかの説明もないままでは、留意しても無意味です。				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
障がい者手帳 早めに申請するも期限切れ発生	市内在住で、精神障がい者手帳の交付を受けております。 本年6月初旬に市内の精神病院を受診し、同院から障がい福祉室へ更新書類(診断書等)を送付していただきました。 しかし、8月末が有効期限であるにもかかわらず、9月1日夜現在も更新通知書が届いておりません。 また、8月28日に障がい福祉室へGmailにて問い合わせを送信しましたが、現在もご返信をいただけておりません。 更新受付の開始直後に手続きを済ませ、特に不備等の連絡も受けていないにもかかわらず、期限切れの事象が発生しました。 手帳は単なる紙ではなく、身分を裏付け、雇用や生活の安定を支える大切な証明書です。 私も障害者雇用で勤務しており、必要に応じて手帳の提示を求められることがあります。手帳が手元にない現在、非常に不安定かつ不利な状況に置かれています。 今回求めることは「審査や交付を急いでほしい」ということではありません。 早めに申請してもなお、手帳が期限切れになり、市民が生活上の不利益を被る事象に対し、今後の対策を切望するということです。 更新中であることを証明できる仕組みや、代替手段を必ず設けていただきたいと強く要望します。 まずは、全ての対象者への交付等を最優先にしつつ、きちんと策を講じ、今回の意見にも必ずご回答ください。 もし必要があれば、6月に受診した証拠となる病院の領収書の写真を添付、またはコピーを郵送いたします。	8/28にメールでのお問い合わせについて返信ができておらず、申し訳ございませんでした。 精神障害者保健福祉手帳の更新については、6月中旬に郵送での受付をさせていただき、更新手続き、手帳の受領書は9/2に送付させていただいております。更新手続きを来庁にてしていただいた場合、手帳に「更新手続中」を押印させていただいておりますが、郵送申請につきましては、押印ができておらず、手帳の期限内に更新ができなかった方につきましては、ご不便をおかけしております。 今後、郵送での更新手続きをされました方につきましても、周知できるようにしてまいります。	障がい福祉室	R7.9.2	R7.9.5

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C44。「新型コロナ再流行か？」について提言。	8月22日のYahooニュースで「新型コロナ患者数 9週連続で増加。喉の激痛・高齢者の重症化に要注意」「カミソリでのど切るような痛み」の報道がありました。 ・コロナ感染者数(定点報告・大阪府全体で3,38人)の中で、吹田市が含まれる“豊能”地区は、5,14人と多く、感染報告者数は、1週間で180人…と大阪府の11ブロック内で最大です。 ⇒添付画像。C44。コロナ発生状況、年齢別感染者:第33週(大阪府:8月11日～8月17日) ⇒市HPで速やかな周知が必要と思います。 ・8月23日には、近隣の公園で、夏祭りが開催。多くの飲食店の出店があり、子供と一緒に多くの親御さんの方が来ておられ、また会場設営・運営の若い方の姿も。マスク着用者は皆無の状況。 ⇒添付画像。C44。近隣の公園で、夏祭りが開催。多くの出店(17時頃撮影)。参加者は更に増えます。 ・8月23日には、近隣の高齢者の方の感染の情報がありました(行動範囲は、日常生活内)。「どこで感染をしたのか、分かりません」との事。 ・8月25日からは、学校の2学期が始まり、人的な交流も増えます。 ・潜伏期間は1～14日であり、お盆の帰省や海外旅行から1週間が経過(タイで2週間で5万人感染、香港で30人死亡報道も)。また酷暑時期での“換気・マスク着用”は、無理のように思えます。“もしかして”の心準備が必要かと思います。 ※市HP・新型コロナウイルス感染症のサイトの“大阪府のコロナ感染者数”のサイトで、吹田市は、“豊能地区”の説明文が必要。過去に同様の投稿で4回目です。他の感染症のサイトの確認をされたし。 ※教育委員会に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	本年9月1日に市ホームページの新着情報に「大阪府内の新型コロナウイルス感染症の患者数が増加しています」と注意喚起を掲載しました。また、市ホームページの同感染症のサイトにある大阪府内の流行状況に、本市が豊能ブロックに含まれる説明を追記しました。	地域保健課	R7.8.25	R7.9.4

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
新型コロナウイルスワクチン定期接種費用助成についての抗議	「新型コロナウイルスワクチンの定期接種費用助成」について、強く抗議し、中止を求めます。 理由は以下のとおりです。 1. ワクチン安全性に関する国際的懸念 米国ではmRNAワクチン開発への投資が停止され、またワクチンが抗原変異を誘発しパンデミックを長引かせる可能性が指摘されています。こうしたリスクを無視して、引き続き市民に接種を推奨する姿勢は大変問題です。 2. 健康被害の実態 厚生労働省が公表している健康被害救済制度の認定件数によれば、2021年8月から2025年8月までの間に9,265件の被害が認定され、そのうち1,031件は死亡例とされています。 一方で、コロナワクチン以外の定期予防接種においては、昭和52年から令和3年までの44年間で3,522件にとどまっています。わずか数年でそれを大幅に上回る被害が報告されており、異常な事態といわざるを得ません。 3. 製造現場からの内部告発 さらに深刻なのは、製造現場に携わる現役社員からすら危険性が告発されていることです。 Meiji Seikaファルマの現役社員は書籍『私たちは売りたいくない!』において、「本当は売りたいくない」との強い言葉でワクチンの恐怖と企業の裏側を暴露しています。 製造を担う社員自身が声を上げざるを得ない現状は、市民に隠された重大な真実の存在を示しています。安全であれば現役社員が告発するはずがありません。私たちは、企業内部ですら制御できない危険な製品を、行政が推奨しているという事実恐怖を覚えます。 4. 税金の使途について 5億円もの巨額の予算があれば、市民の暮らしを支える福祉、医療体制の充実、子育て支援など、他に優先すべきことが多数あります。市民の命と税金を守るべき行政が、逆に市民を危険に晒す施策に資金を投じるのは断じて許されません。 以上の理由から、吹田市が行っている新型コロナウイルスワクチンの定期接種費用助成について、直ちに中止することを強く要望いたします。 市民の命を守るべき行政が、誤った方向に進むことのないよう、真摯なご対応を求めます。	市町村は、予防接種法で「区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、予防接種を行わなければならない」とされており、本市の判断のみで予防接種を中止することはできません。なお、接種費用については、行政判断や市議会において自己負担額を認めていただいたものでございます。 また、定期接種で用いるワクチンは、科学的知見に基づき、専門機関において安全性が審査され、国の審議会において承認されているものと認識しています。 そのうえで、接種対象者が予防接種による効果と副反応リスクの双方について理解し、自らの意思で接種する・しないの判断をしていただけるよう、今後もわかりやすく丁寧な情報提供に努めてまいります。	地域保健課	R7.8.27	R7.9.2

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
ニコチン・ハイ ヴン吹田12	市内で健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例(以下「府条例」という。)違反を31件見かけました。 それぞれ対応とその内容の回答を願います。 (1) 下記の店内禁煙の飲食店29件 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇	(1)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわかる標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依頼しました。 「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、については、すでに掲示済みであることを確認しました。 「〇〇」については、喫煙可能店の要件を満たしていることを確認しましたので、届出の提出及びその旨がわかる標識を掲示するよう指導しました。 「〇〇」、「〇〇」については、喫煙専用室を設置していることが確認できたため、その旨がわかる標識の掲示をするよう指導しました。 「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」については、連絡がつかなかったため改善を求める内容の文書を送付します。 (2)について 当該店舗に連絡したところ、喫煙可能店の要件を満たしていることを確認しましたので、届出の提出及びその旨がわかる標識の掲示をするよう指導しました。 (3)について 当該店舗に連絡し、喫煙器具の撤去をするよう指導しました。	健康まちづくり室	R7.8.14	R7.8.27

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 主たる出入口の見やすい箇所に、当該施設の屋内に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示していなかった。 府条例9条違反なので掲示するよう指導助言願う。 (2) 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 店内客席で加熱式タバコを吸う女性がいたが、店頭に標識類は何もなく、高校生のアルバイト募集をするまでである(写真参照)。 食べログによると40席あるとのことなので当然客席面積30平米は超えてると思う。 府条例に従い禁煙とし、その旨の標識を掲示するよう指導されたい。 (3) 吹田市〇〇丁目〇 〇〇 店の出入口前に灰皿を設置し、喫煙所としているが、同所は屋内である(写真参照)。 健康増進法30条違反なので、撤去するよう指導されたい。 ※写真については、公表しておりません。				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会3	■【質問1】について こちらの質問にご回答いただいております。以下の質問にご回答ください。 >「地域自立支援協議会が10年以上開催されていながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」ことを意味します。つまり、会議体として機能していなかったことが、市の公式回答によって明らかになりました。 > これは単なる事務的ミスではなく、制度的怠慢の結果であり、責任は重大です。とりわけ、10年以上にわたりこの状態を是正しなかった障がい者福祉室の管理職の責任は極めて重く、これまでに費やされた時間と公的資源(委員・職員の人件費等)の損失について、市民への説明責任があります。 > つきましては、どのようにこの事態を認識し、どのように責任を取るつもりか、管理職が直接お答えください。 「責任を取る」とは、職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表などを指します。 ■【質問2】について > 意見を聴取することは、地域自立支援協議会設置要領で定められた協議会の所管事項「地域の障がい者等への支援体制に関する課題の整理、共有及び構築に関すること」に該当するため、自立支援協議会の活動の一環であると考えております。 こちらの質問は	【質問1】について 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条9項で「市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」との規定のとおり、意見聴取につきましては、努力義務であることから、職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表を行う予定はございません。 【質問2】について 整備された具体例については、地域自立支援協議会の所管事項を規定する吹田市地域自立支援協議会設置要領及び上記【質問1】での回答内容にお示した規定に基づき、すでに7月11日に御回答した内容のとおりです。 【質問3】について 「当事者会の委員14名について」につきましては、様々な御意見をいただきましたが、当事者会において、当該任期は14名を委員とするという方向性に至り、御活動いただいたと認識しております。 また、「他の議事録も変更されています」との御意見につきましては、今後の議事録作成の際に留意させていただきます。 何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	障がい福祉室	R7.8.5	R7.8.19

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	> 地域自立支援協議会の活動により、「地域の障害者等への支援体制が整備された」具体例をお示ください。 です。「自立支援協議会の活動の一環」かどうかは論点ではありません。 意見を聴取するだけなら会議体である必要性はありません。 “地域自立支援協議会の活動により”、「地域の障害者等への支援体制が整備された」具体例をお示ください。 その整備がどのような過程を経て実施されたかが議事録で確認できるものに限ります。その該当箇所を併せてお示ください。 ■【質問3】について ●当事者会の委員14名について 私が指摘した議事録の修正点の一つは、令和4年4月当事者会定例会で「応募者14名全員を委員とする」という結論は出ていないということです。実際には市職員がうやむやにしたまま終わり、議事録で「14名に決定した」と勝手に決定されました。 このことは定例会とメールの両方で指摘しております。 この点を修正していない理由をお教えてください。 ●他の議事録も変更されています 令和4年9月定例会などの議事録も、 ・参加者の名前が消えている ・内容が大幅に削減されている など大幅な変更があります。何の説明もなく議事録を修正するのは、公文書の扱いが雑と言わざるを得ません。				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市のイベントでの映画上映等において、日本語字幕表示の実施と日本語字幕表示の旨を周知してください	令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答24にて、 https://www.city.suita.osaka.jp/res/projects/default_project/page/001/039/236/R7.6.pdf 吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控え LNo.260の回答がない件について ・市民の声 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例の趣旨としても、過度な負担がない範囲で映画上映等において、日本語字幕表示を行うべきであり、日本語字幕表示を行っている旨を周知するべきだと考えます。 市報すいたを見る限りでは、男女共同参画センターデュオには日本語字幕表示の記載が確認できますが、それ以外に見当たりません。市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知について、行われているか調査および適切な対応をしてください。 ・市の回答 障がい福祉室より 貴重な御意見をいただきありがとうございます。 令和6年12月に策定された「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」において、推進方針ごとに進めるべき市の取組として「市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの字幕表示」を定めており、全庁的な周知を実施しているところです。 また、推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について、毎年、全室課に照会を行います。その照会において、進捗状況の確認を行うとともに、再度周知を行う予定です。 御意見いただきました映画上映等における日本語字幕表示の実施については、調査の予定はございませんが、取組事例として、機会を捉えて周知してまいります。また、市報すいたにおける日本語字幕表示の記載については、統一的なものはございません。 (担当:障がい福祉室) 上記のような回答がありましたが、その後も市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知は確認できず、不便が解消されていません。 ・「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」に市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。 追加できないのであれば、できない理由を説明してください。 またこれまで議論をされたのかどうかも教えてください。 ・上記の方針に記載がないとしても、合理的配慮の一環として実施してください。過度な負担には至らないと思いますが、実施しないのであればできない理由を説明してください。	「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」は3年ごとの見直しを基本とし、年1回の庁内での進捗状況の確認や障がい当事者や有識者による吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会でご意見をいただきながら、施策を進めてまいります。 まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。 取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。 映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。 本市では、市が実施するイベント等の際に、留意する合理的配慮として、全市民視聴対象となっている動画には字幕を付けることを掲げております。引き続き適切な合理的配慮の推進に向け周知してまいります。	障がい福祉室	R7.8.4	R7.8.18

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
ニコチン・ハイ ヴン吹田11	市内で健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例(以下「府条例」という。)違反を18件見かけました。 それぞれ対応とその内容の回答を願います。 (1) 下記の9つの店内禁煙の飲食店 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇 〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 それぞれ店頭に禁煙標識の掲示がなく、府条例9条違反なので、掲示 するよう指導願う。 〇〇は、扉の向こう側、店内に掲示しているようだが、主たる出入口の 見やすい箇所とはいえないと思う。 (2) 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 喫煙目的店の標識は撤去されていたが、禁煙標識の掲示がなく、府条 例9条違反なので、掲示するよう指導願う。 HPも喫煙可のまままで修正されていない。 客席面積83平米なのだから府条例に従い禁煙とする他ない。 (3) 吹田市〇〇丁目〇 〇〇 食べログにはオープン日2024年10月28日とあるが、全席喫煙可と もある。	(1)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわか る標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依 頼しました。 〇〇については、喫煙可能店として営業されている店舗であり、標 識の掲示について確認したところ掲示をしていないとのことでしたの で、喫煙可能店の標識の掲示をするよう指導しました。 (2)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわか る標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依 頼しました。 また、HPの修正についても依頼しました。 (3)について 当該店舗に連絡し、2020年4月以降に営業開始している店舗につ いては、原則屋内禁煙である旨を説明し、禁煙または喫煙専用室を設 置するよう指導しました。 (4)について 当該店舗に連絡し、2020年4月以降に営業開始している店舗につ いては、原則屋内禁煙である旨を説明し、禁煙または喫煙専用室を設 置するよう指導しました。 (5)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわか る標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依 頼しました。 また、食べログについても修正するよう依頼しました。	健康まちづ くり室	R7.7.29	R7.8.12

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	出入口に喫煙のマークがあり、20歳未満立入禁止の表示はない(写真参照)。 府条例9条に従い、禁煙の標識を掲示し、健康増進法に従い、禁煙で営業するよう指導願います。 (4) 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 店頭に標識が何もなかった。 食べログには全席喫煙可とあるが、45席あるとも書いてあるので、客席面積30平米超だろう。 府条例に違反するので、9条に従い禁煙の標識を掲示し、禁煙で営業するよう指導助言願う。 (5) 吹田市〇〇-〇 〇〇 食べログによると全席喫煙可となっているが、店頭に標識類はない。 店の外に灰皿が設置されているので、店内は禁煙になっているのかと推測する。 府条例9条違反なので、禁煙の標識を掲示するよう指導願う。 食べログも修正するよう指導されたい。 (6) 吹田市〇〇-〇 〇〇 食べログには54席あると書いてあるのに、喫煙可能店の標識を掲示していた(写真参照)。 客席面積30平米超は自明なので、府条例違反である。 禁煙の標識に貼り替えて禁煙で営業するよう指導されたい。 悪質なことにアルバイト募集をするまでである。 (7) 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 喫煙可能店の届出を出してて、店内のテーブルに灰皿はあるが、店頭で標識が見当たらなかった(写真参照)。 健康増進法33条2項違反なので、是正を指導願います。 (8) 以前通報した施設だが、是正されていなかった。施設名と違反事項を市民に公表して欲しい。 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 ※写真については、公表しておりません。	(6)について 当該店舗については客席面積が30㎡以下であることを図面で確認し、喫煙可能店の届出の提出をいただいております。 また、大阪府受動喫煙防止条例により、従業員を雇用する飲食店は屋内禁煙に努める努力義務規定がある旨を説明し、協力を依頼しました。 (7)について 当該店舗に連絡し、喫煙可能店として営業する店舗は出入りに喫煙可能店ということが分かる標識を掲示する義務があることを説明し、掲示するように指導しました。 (8)について 状況を確認し、必要に応じて指導等の対応を行ってまいります。			

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会2	■【質問1】について >「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に行うことができておらず、そのことを確認できる議事録はございません。 これは「地域自立支援協議会が10年以上開催されていながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」ことを意味します。つまり、会議体として機能していなかったことが、市の公式回答によって明らかになりました。 これは単なる事務的ミスではなく、制度的怠慢の結果であり、責任は重大です。とりわけ、10年以上にわたりこの状態を是正しなかった障がい者福祉室の管理職の責任は極めて重く、これまでに費やされた時間と公的資源(委員・職員の人件費等)の損失について、市民への説明責任があります。 つきましては、どのようにこの事態を認識し、どのように責任を取るつもりか、管理職が直接お答えください。 ■【質問2】について 回答は「報告」「意見を聴取」のみで、「地域自立支援協議会の活動により整備された具体例」ではありません。 ここでも地域自立支援協議会実績がありません。 ■【質問3】について 「市民の声」で指摘した内容についてのご回答は、こちらの指摘内容とは異なる箇所の修正が中心であり、過去の指摘を正確に把握され	【質問1】について 現行計画である、「吹田市障がい者支援プラン(第7期吹田市障がい福祉計画・第3期吹田市障がい児福祉計画)」策定時には、地域自立支援協議会の委員の皆様から書面でいただいたご意見を、計画策定機関である障がい者施策推進専門分科会に資料として報告をしております。 資料につきましては、こちらの資料2-1, 2-2になりますので、下記URLをご参照願います。 【吹田市ホームページ】 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018951/1018987/1019003/1019363/1035203/1030104.html また、下記市ホームページ掲載の議事要旨にもあるとおり、専門分科会で当該資料について説明させていただき、それも踏まえて計画についての検討を進めてまいりました。 【吹田市ホームページ】 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/030/104/giziyoushi.pdf 今回は、「地域自立支援協議会から書面でご意見をいただき、それを専門分科会で説明する」というプロセスであったため、前回のご質問に対し、「「全体会議として検討した課題を基に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に行うことができていなかった」旨の回答をさせていただきました。 本来であれば、全体会議の場で検討し、それを専門分科会に報告し、	障がい福祉室	R7.7.18	R7.8.1

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	ていないものと推察されます。 【質問1】【質問2】と比べれば影響は小さいものですが、議事録の修正方法には重大な問題があります。 ・修正箇所が明示されていない ・更新日付の記載がない これは、行政文書管理の観点から見ても不適切であり、結果として修正前の議事録と修正後の議事録が同名で並存する事態となっています。 このような対応は、市民にとって情報の信頼性を損なう行為であり、行政における透明性確保の観点から見ても問題です。 当事者会でも市職員の事務手続きミスが多々ありましたが、未だに改善されていません。これでは会議を正しく運営するのは無理です。	検討した内容を計画に反映するというプロセスを経ることが望ましいですが、前回の計画策定時には、書面による意見集約に留まった点は、次回、改善をしていきたいと考えています。 今年度から来年度にかけて、次期計画の策定を進めてまいります。その中では、個別の委員意見ではなく、地域自立支援協議会として検討を重ねた課題を専門分科会にお伝えすることができるよう、両会議体の連携について、それぞれの会議体の長も含めて検討を重ねているところです。 これまでも、地域自立支援協議会の意見をお聞きはしておりましたが、会議の中での検討という形のプロセスを経て計画策定ができるよう、試行錯誤を重ねながら取り組んでおります。 次期計画ではよりよい計画策定となるよう、引き続き取り組んでまいります。 【質問2】について 本市で実施予定の障がい施策に関して、地域自立支援協議会全体会議委員に報告し、意見を聴取することは、地域自立支援協議会設置要領で定められた協議会の所管事項「地域の障がい者等への支援体制に関する課題の整理、共有及び構築に関すること」に該当するため、自立支援協議会の活動の一環であると考えております。 【質問3】について 〇〇様のご指摘を踏まえ、市ホームページ掲載の地域自立支援協議会当事者会の令和4年度(2022年度)4月定例会及び5月定例会の議事録(要旨)のファイル名を「令和4年●月定例会(令和7年7月31日修正版)」に変更しました。 また、議事録の各ページの右上部に「令和7年7月31日修正版 下線部分を加筆修正しております」の文言を追記するとともに、加筆修正させていただいた箇所を下線でお示ししております。 資料につきましては、下記URLをご参照願います。 【吹田市ホームページ】 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1016839.html			